

パスポートの申請・交付

市役所で手続きができます

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。申請できるのは、日本国籍を持ち市に住

民記録がある人、または県外に住民記録があり、学生や単身赴任な

どで継続的に市内に住んでいる人などです。

取り扱い業務

○新規・切り替え申請と交付  
○記載事項変更申請と交付

○査証(ビザ)欄の増補申請と交付  
○紛失・盗難・焼失の届け出

受付日時(祝日・年末年始を除く)

○申請：月々金曜日 午前9時～午後4時30分

○交付：月々金曜日・日曜日 午前9時～午後4時30分

交付日：申請日から9日目(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)以降

手数料(申請内容による)

必要書類(初めて申請する場合)

○一般旅券発給申請書・申請書は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています

○戸籍謄・抄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行された物

本人確認書類(1～2点)

<b>A</b> 1点でよいもの	運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
<b>B</b> 2点必要なもの (Aの書類を持っていない場合、①2点または①+②)	①保険証、年金証書・手帳、介護保険被保険者証など ②学生証(顔写真付き)、公的機関が発行した資格証明書(顔写真付き)、身体障害者手帳など

○写真(一枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内に撮影した物

○本人確認書類(左上表の通り)

県外に住民記録があり、市内に居住している人は住民票(申請日前6カ月以内に発行された物)と市内に居住していることを証明する書類が必要です。なお、切り替え申請や記載事項変更申請については、必要書類が異なりますので市民課(☎20・1525)へお問い合わせください。

※くわしくは同課へ。

男女共同参画計画

懇話会委員と推進員を募集

市では、男女共同参画計画について意見・助言する男女共同参画計画推進懇話会委員と、講座などを企画する男女共同参画推進員を募集します。

応募方法

2月14日(金)(必着)までに市民協働課(市役所2階)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/boshu/index.html>)にある申込書と作文(男女共同参画計画推進懇話会委員のみ)を直接・郵送・Eメールのいずれかで同課〒286-8585 花崎町760 Eメール [kyodo@city.narita.chiba.jp](mailto:kyodo@city.narita.chiba.jp) へ。男女共同参画推進員は後日、面接を行います

w.city.narita.chiba.jp/boshu/index.html)にある申込書と作文(男女共同参画計画推進懇話会委員のみ)を直接・郵送・Eメールのいずれかで同課〒286-8585 花崎町760 Eメール [kyodo@city.narita.chiba.jp](mailto:kyodo@city.narita.chiba.jp) へ。男女共同参画推進員は後日、面接を行います

男女共同参画計画推進懇話会委員

応募資格：市内在住の20～74歳(令和2年4月1日時点)で、市の付属機関などの委員に選任されていない人

募集人員：3人(応募者多数は選考)

任期：4月1日～令和4年3月31日

作文のテーマ：男女共同参画社会の実現について(800字程度)

男女共同参画推進員

応募資格：市内在住の20～74歳(令和2年4月1日時点)で、年10回程度参加できる人

募集人員：10人(応募者多数は選考)

任期：4月1日～3月31日

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

合併処理浄化槽

適切に維持管理を

浄化槽の維持管理を怠ったり使い方を誤ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭の発生や、川や沼の水質悪化を招く原因になります。浄化槽の機能を發揮させるためにも、次のような適切な維持管理が義務付けられています。

○保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による点検(年3回以上、人槽により異なる)

○清掃：槽内のごみや汚泥を取り除くための市の浄化槽清掃許可業者による清掃(年1回以上)

○法定検査：正常に機能しているかを確認するための県浄化槽検査センターによる検査(年1回)

合併処理浄化槽の費用を補助

市では、合併処理浄化槽の設置費用と維持管理費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

## 償却資産の申告

### 期限は1月31日

1月1日現在、市内に償却資産を所有する事業主は、1月31日(金)までに市へ償却資産申告書を提出してください。期限の直前は窓口が混み合いますので、早めの提出をお願いします。

eLITAX(https://www.elitax.ita.go.jp)を利用する、電子申告ができます。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

## 野ネズミの駆除

### 田畑に薬剤を投入

農作物に被害を与える野ネズミの駆除が、大栄地区を除く市内の

田畑で行われます。

農業者が野ネズミの巣穴に薬剤を投入しますので注意してください。投入された薬剤は半年ほどで自然分解し、無害になります。

期間 2月9日(日)～3月8日(日)

薬剤 II ラテミンリン化亜鉛 I パーセント

※くわしくはJA成田市営農部購買課(☎20・1971)、下総地区は北総農業共済組合(☎043・481・6911)へ。

3・481・6911)へ。

### 夕焼け小焼けの放送

### 2月から午後5時に

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

夕方の放送「夕焼け小焼け」の

時刻を、2月1日(土)から午後5時(1月31日(金)までは午後4時)に変更します。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

### 下水道使用人数の変更

### 井戸水利用者は必ず手続きを

井戸水のみを利用している世帯の下水道使用水量は、1人当たり1カ月に7立方メートル使用したものと計算されます。

上水道と井戸水を併用する場合は、上水道の使用水量に、井戸水分として1人当たり1カ月に3・5立方メートルが加えられます。転居などで使用人数に変更がある場合は、下水道課(☎20・1553)に連絡してください。

※くわしくは同課へ。

### 確定申告のための書類

### 1月下旬に送付します

市では、確定申告で社会保険料控除の対象となる納付済額のお知らせを1月下旬に送付します。

通知するのは令和元年中に納付書・口座振替・ペイジー・クレジット

トカードで納付された国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額です。

事前に必要な人は、次の窓口で申請してください。事前申請した人には1月の送付は行いません。

○国民健康保険税払込証明書：納税課(市役所2階)、下総・大栄支所

○後期高齢者医療保険料払込証明書：保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所

○介護保険料払込証明書：介護保険課(市役所議会議棟1階)、下総・大栄支所

※くわしくは納税課(☎20・1519)、保険年金課(☎20・1547)、介護保険課(☎20・1545)へ。

### 工事監査

### 令和元年度の結果を公表

令和元年度に実施した工事監査の結果を、地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 三浦 弘

同 佐々木 宏之

同 油田 清

期日 令和元年11月18日  
対象 II 中台運動公園水泳プール・

管理棟他建替え工事(建築工事) 請負金額11億1,672万円(消費税含む)

方法 II 設計、施工などが適正に行われているかどうかを主眼として、技術面の調査を外部委託し監査を実施した。監査に当たっては、関係職員、設計業者、施工業者の出席を求め、質疑応答、関係書類の調査や工事現場の実地調査を行った

結果 II 工事に係る計画、設計、施工、工事監理などについて、おおむね適正に執行されていると認められた

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

### 今月の納期限

1月31日(金)

- ①市・県民税(第4期)
- ②国民健康保険税(第7期)
- ③後期高齢者医療保険料(第7期)
- ④介護保険料(第7期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1526)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

# 市長日誌

12月16日(月)～31日(火)

16日	成田空港騒音対策地域連絡協議会常任理事・監事会議
18日	議会運営委員会 12月定例会市議会閉会
19日	令和2年春巡業 大相撲成田場所表敬訪問
20日	駅前クリーン運動 防災会議
24日	成田国際空港の施設変更及び同空港について指定した延長進入表面等の変更に関する公聴会
26日	公設地方卸売市場運営審議会



枝川親方と(19日)

有害ごみ

ルールを守って廃棄して

乾電池や体温計(水銀)などの有害ごみは、中身が分かるように市販の透明な袋に入れ、金物・陶磁器・ガラス類と同じ収集日に出してください。

電球や蛍光灯は購入時の箱に入れ、割れた物は新聞紙などで包み透明な袋に入れてください。

また、充電式電池は近くのリサイクル協力店へ持って行ってください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

1月26日は文化財防火デー  
みんなで守ろう

昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である奈良県の法隆寺金堂が炎上し、壁画が焼損しました。

市にも貴重な文化財がたくさんあります。文化財を災害から守るためには、地域に住む一人一人の心配りが重要です。先人たちが守ってきた文化財を大切にしてい

きましよう。

※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

農業センサス

回答にご協力を

市では、2月1日(土)を基準日として、農業生産活動を営む人を対象にした調査である農業センサスを実施します。

この調査は農業の生産構造や就業などの実態を明らかにするために5年ごとに実施されます。調査結果は、農業施策の基礎資料として役立てられます。

対象世帯には、調査員証を携帯した調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは行政管理課(☎20・1501)へ。

千葉県特定最低賃金

改正されました

県内の特定の業種に適用される「千葉県特定最低賃金」のうち、鉄鋼業などの2件が改正されました。

業種と賃金

- 鉄鋼業…993円
  - 電子部品・デバイス・電子回路
  - 電気機械器具、情報通信機械器具製造業…951円
- この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与などは含まれません。
- ※くわしくは成田労働基準監督署(☎22・5666)へ。

市議会議員政治倫理条例

素案の公表と意見の募集

市議会では、市議会議員政治倫理条例の素案を公表し、意見を募集します。

閲覧場所 市議会事務局(市役所議会議場2階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあことうづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page00100.html>)

意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所などがある人

意見の提出方法 2月14日(金)(必着)までに、閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで議会事務局(T286・8585 花崎町760 FAX 24・0336 Eメール [blai@city.narita.chiba.jp](mailto:blai@city.narita.chiba.jp))

結果の公表 市議会の考えと併せて市ホームページなどで掲載

※くわしくは議会事務局(☎20・1570)へ。

災害復興住宅資金利子補給制度

台風15号の被害に遭った人へ

市では、台風15号で住宅の被害を受けた人が、銀行などから融資を受けて住宅の建設・補修などを行う場合に返済利子の一部を助成します。

対象 2次の全てに当てはまる人

- 被災住宅のり災証明を受けている
- 被災住宅に代わる住宅の建設・購入を市内で行う、または被災住宅の補修を行う

- ほかの自治体から利子補給を受けていない
- 被災した住宅を自己または親族

が所有している

対象融資額 1、500万円以内  
利子補給率 2年3パーセント以内  
利子補給期間 5年  
申請期間 2月3日(月)まで(1月以降に銀行などから融資を受ける予定の人は3月19日(木)まで)  
※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
  - 防災情報ツイッター([https://twitter.com/bousai\\_narita](https://twitter.com/bousai_narita))
  - なりたメール配信サービス(事前登録が必要)  
右記の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス([info-n@sg-m.jp](mailto:info-n@sg-m.jp))に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス